

合同講義の実施基準（A 課程）

合同講義*の実施は、認定看護師教育基準カリキュラムに基づき、以下のとおりとする。

* 合同講義とは、A 課程教育機関間で分野が異なる複数の課程が合同で集合研修を行うことをいいます。

1. 共通科目は合同講義を認める。
2. 専門基礎科目及び専門科目で合同講義が実施可能な分野は以下のとおりであり、同一内容の単元に限り認める。
 - 1) 救急・集中ケア関連分野
(救急看護分野・集中ケア分野・新生児集中ケア分野・小児救急看護分野)
 - 2) がん関連分野
(緩和ケア分野・がん化学療法看護分野・がん性疼痛看護分野・乳がん看護分野・がん放射線療法看護分野・皮膚・排泄ケア分野)

詳細は、「合同講義が実施可能な内容」を参照。

https://www.nurse.or.jp/nursing/wp-content/uploads/2020/03/godokougijisshicancer_202003.pdf

3. 教育内容が共通であり、教育機関が教育上効果があると判断した演習については合同講義を認める。
例：チーム医療に関する内容、プレゼンテーション、ケースレポートの発表会
4. 上記 1.～3.以外で合同講義を実施する場合は、認定看護師教育基準カリキュラムの時間外において実施する。